（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（持続性の高い農業生産方式に係る技術） **第一条**　（略） ２　法第二条第二号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　肥効調節型肥料施用技術（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。） 三　（略） ３　（略）	（持続性の高い農業生産方式に係る技術） **第一条**　（略） ２　法第二条第二号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　肥効調節型肥料施用技術（肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。） 三　（略） ３　（略）
（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正） **第三条**　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。	

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
（略）　（略） 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）　第二十七条第一項、第二項及び第三項並びに第三十三条の二第四項及び第五項 （略）　（略）	（略）　（略） 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）　第二十七条第一項、第二項及び第三項並びに第三十三条の二第四項及び第五項 （略）　（略）
別表第二（第五条関係）	別表第二（第五条関係）
（略）　（略） 肥料の品質の確保等に関する法律　第二十七条第一項及び第二項並びに第三十三条の二第四項及び第五項 （略）　（略）	（略）　（略） 肥料取締法　第二十七条第一項及び第二項並びに第三十三条の二第四項及び第五項 （略）　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律（第二条第二項において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

（肥料取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の肥料取締法施行規則の様式（第三項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現に改正法による改正前の肥料取締法第四条第一項若しくは第二項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされた普通肥料の保証票については、当分の間、新規則別記様式第九号から第十一号までに規定する文字及び数字の大きさによらないことができる。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。